

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

| 政策名 | 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上 | | | 番号 | ⑮ | | |
|----------------------------------|--|------------|------------|--------------------------------|---------------|--------------|--------------|
| 評価方式 | 総合・ 実績 ・事業 | 政策目標の達成度合い | | 相当程度進展あり | | | |
| (千円) | | | | | | | |
| | 予算科目 | | | | 他に記載のある個別票の番号 | 予算額 | |
| | 会計 | 組織／勘定 | 項 | 事項 | | 4年度 当初予算額 | 5年度 概算要求額 |
| 政策評価の対象となっているもの | 一般会計 | 税関 | 税関業務費 | 輸出入貨物の通関及び関税等の徴収並びに監視取締りに必要な経費 | | 20,623,143 | 25,792,682 |
| | 一般会計 | 税関 | 船舶建造費 | 船舶建造に必要な経費 | | 841,465 | 990,356 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 小 計 | | | | 一般会計 | 21,464,608 | 26,783,038 |
| | | | | | | < > の内数 | < > の内数 |
| | | | | | 特別会計 | < > の内数 | < > の内数 |
| 政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの | 一般会計 | 財務本省 | 関税制度等企画立案費 | 関税中央分析所に必要な経費 | | 356,119 | 389,341 |
| | 一般会計 | 財務本省 | 関税制度等企画立案費 | 税関研修所に必要な経費 | | 367,065 | 402,020 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 小 計 | | | | 一般会計 | 723,184 | 791,361 |
| | | | | | | < > の内数 | < > の内数 |
| | | | | | 特別会計 | < > の内数 | < > の内数 |
| | 合 計 | | | | 一般会計 | 22,187,792 | 27,574,399 |
| | | | | | | < > の内数 | < > の内数 |
| | | | | | 特別会計 | < > の内数 | < > の内数 |

政策目標 5-3 : 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

| | |
|----------------|--|
| 上記目標の概要 | <p>経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。</p> <p>「未来投資戦略2018」においては、我が国の貿易関連手続等の迅速化を図るとされているなど貿易円滑化を推進することが要請されています。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行客数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人に増加させることを目指すとされています。</p> <p>一方、「世界一安全な日本」創造戦略や「知的財産推進計画2020」に示されているように、不正薬物、銃器といった社会悪物品をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品（用語集参照）等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。</p> <p>これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収 政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止 政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上 政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上 政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実</p> |
|----------------|--|

政策目標 5-3 についての評価結果

政策目標についての評価 **A 相当程度進展あり**

| | |
|--------------|--|
| 評価の理由 | <p>貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立するため、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等の施策を着実に進めてきております。そうした中、施策5-3-5税関行政に関する情報提供の充実の評価が「b 進展が大きくない」であるものの、「b 進展が大きくない」とされた施策が一部にとどまり、かつ、他の重要性の高い施策が「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」であることから、当該政策目標の評価は「A 相当程度進展あり」としました。</p> |
| 政策の分析 | <p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>政策目標5-3は、適正な課税と厳格な水際取締りを確保しつつ、貿易の円滑化を図るという、税関の使命を達成する上で、非常に重要な取組であり、引き続き、本目標に資する有益な施策に取り組んでいくべきものと考えています。</p> <p>適正な関税等の賦課及び徴収の確保のため、申告誤りといった非違事案の捕捉に取り組むとともに、事後調査を活用した適正な課税に努めているほか、事前教示制度（用語集参照）を的確に運用しています。さらに、社会悪物品等の密輸阻止のため、取締・検査機器の使用状況等に応じた配備替えなどによ</p> |

る有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施しています。

加えて、利用者利便の向上を図るために、制度の改善に取り組むとともに、制度が活用されるよう十分な情報提供に努めています。

(令和3年度行政事業レビューとの関係)

- ・ 輸出入・通関情報処理システム等経費

「システム関連費用について、引き続き、一者応札の改善など透明性を高める活動を実施し、運用コストの3割削減の目標達成に向けた取組を確実に実施するなど、コスト削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、NACCS使用料について執行実績を踏まえて精査しコスト削減に努めました。(事業番号0021)

- ・ 取締機器等調査研究経費

「引き続き、調査研究に当たっては、情報収集、外部専門家からの意見聴取等の取組を継続し、開発技術情報を多方面から収集し、入札における競争性の確保に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、開発技術情報を多方面から収集し、一者応札とならないように調達を実施しました。今後も引き続き、競争性の確保に努め、検査機器の調査研究に係る運用方法を見直し、コストの削減を図ります。(事業番号0022)

- ・ 税関監視艇整備運航経費

「引き続き、関係諸機関との連携も考慮しつつ、効果的・効率的な活用に向けた検討に努めるとともに、監視艇の建造及び運航経費について、入札における競争性の確保を図るなど、コスト削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、監視艇を新造艇に更新する際に見込まれる燃費向上分の燃料費の削減を図りました。(反映額▲2百万円)(事業番号0023)

- ・ X線検査装置整備等経費

「引き続き、貨物の取扱量や使用実績などの稼働状況等を的確に把握し、機器の計画的かつ効果的・効率的な配備・活用に努めるとともに、機器の更新に当たっては、最新の技術動向を踏まえるとともに、法定耐用年数等にとらわれることなく、使用状況等を勘案し使用期間を延長するなど、コストの削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、固定式X線検査装置等の更新を見送ることによる削減を図りました。(反映額▲99百万円)(事業番号0024)

- ・ 大型X線検査装置整備等経費

「引き続き、コスト削減に努めつつ、円滑な通関と効率的な検査体制の両立に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、執行実績を反映し保守経費の削減を図りました。(反映額▲9百万円)(事業番号0025)

- ・ 埠頭監視カメラ整備等経費

引き続き、コスト削減に努めつつ、技術的進歩に応じて、取締レベルを維持しながら効率化の検討を進める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、既存機器の再リースを活用することで機器借料の削減を図りました。(反映額▲163百万円)(事業番号0026)

- ・ 麻薬探知犬整備等経費

「外部有識者の所見を踏まえ、引き続き、社会情勢に応じて麻薬探知犬を配備するとともに、麻薬探知犬の育成管理に係る経費の一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、麻薬探知犬の育成管理の経費のうち、一者応札となっている飼育管理業務の調達に当たっては、公告期間の延長や必要に応じて仕様書の見直しを実施するなど、一者応札の改善に努めまし

た。(事業番号0027)

- 円滑な通関等の環境整備（国際観光旅客税財源）（観光庁）

「訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備に向けて、先進性が高い事業に取り組むとともに、既に整備された機器について、より効果的に運用できるよう改善するなど、一層効果的かつ効率的に事業を実施されたい。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、コロナ感染の安全対策も考慮しつつ通関手続の円滑化等に努めました。(事業番号0257 (国土交通省))

- 通関情報総合判定システム（通関事務総合データ通信システムを含む）の整備及び運用（情報通信技術調達等適正・効率化推進費）

「次年度予算計上省庁において、適切な執行に努めるとともに効率的に執行した実績を、概算要求に反映させること。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、通関情報総合判定システム等の執行実績を反映させることにより削減に努めました。(事業番号新03-0023 (内閣官房))

施策 政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

政5-3-1-A-1：事前教示制度の運用状況 (一定期間内で回答した割合等 (単位：%、日))

| 年度 | | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 達成度 |
|-------------|-----|--------|------|-------|------|------|-----|
| 文書による回答 (%) | 目標値 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | △ |
| | 実績値 | 99.9 | 99.9 | 99.8 | 99.2 | 99.5 | |
| 平均処理日数 (日) | 目標値 | 14.0 | 14.0 | 14.0 | 14.0 | 14.0 | ○ |
| | 実績値 | 13.0 | 12.4 | 13.9 | 12.9 | 15.5 | |
| 口頭による回答 (%) | 目標値 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | ○ |
| | 実績値 | 99.8 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | |

測定指標 (定量的な指標)

(出所) 関税局業務課調

(注) 各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要日数 (処理日数) が一定期間 (文書による回答については30日 (回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。)、口頭による回答については即日 (回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日回答できない場合を除く。)) 以内であったものの割合。平均処理日数は、文書による回答についての処理日数の平均。

(目標値の設定の根拠)

輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度 (事前教示制度) があります。

輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

各税関の困難事例に対する統一的解釈の確保、進捗管理を適切に実施することにより、事前教示制度の運用の効率化を図り、回答の早期化に努めました。こうした取組の結果、口頭による回答のうち即日

| | | | |
|--------------|---|---|-----|
| | <p>回答した割合については、目標を達成したことから、達成度は「○」としました。文書による回答のうち30日以内に回答した割合については、回答に慎重な検討を要する照会があり、目標値を下回りましたが、目標値との差が僅差であったことから達成度は「△」としました。</p> <p>また、文書による回答の平均処理日数については、平均15.5日と目標値を超過しました。これは、新型コロナウイルス感染防止への対応のため、事業者からの要望を踏まえ、照会書等（見本や参考資料を含む）を郵送等により提出できるような仕組みを導入するなどした結果、処理に時間を要するようになったものであり、目標値に至らなかったものの、事前教示制度の利用促進とその的確な運用に寄与する取り組みがなされていたとして、達成度は「○」としました。</p> | | |
| 測定指標（定性的な指標） | [主要]政5-3-1-B-1：輸入（納税）申告の適正性の確保 | | |
| | 目標 | <p>関税等の適正な賦課及び徴収のため、輸入（納税）申告の適正性を確保します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>関税等の適正な賦課及び徴収のためには、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士等に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等によって、輸入（納税）申告の適正性を確保することが重要であることから、これを目標として設定しました。</p> | 達成度 |
| | 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>税関において、輸入（納税）申告された貨物の品目分類、課税価格及び原産地等が適正かどうかを審査・確認し、疑義がある場合には貨物の検査等を行いました。その結果、申告誤りを発見した場合には輸入者に申告を修正するよう慫慂しました。主な具体例としては、以下のようなものがあります。</p> <p>①輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告された貨物に係る品目分類に疑義を持ち、貨物確認及び分析を行ったところ、申告された貨物の品目分類が適正なものとなっていないことが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を慫慂しました。</p> <p>②輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告価格の単価に疑義を持ち、貨物確認を実施したところ、低価申告であることが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を慫慂しました。</p> <p>③輸入許可後の原産性の確認において、経済連携協定に基づく原産地規則を満たしておらず、特惠税率が適用できない申告が確認されたことから、輸入者に対して修正申告を慫慂しました。</p> <p>④輸入許可後に輸入者に対し事後調査を行い、課税価格に関する資料等を精査したところ、輸入者が提供した輸入貨物に組み込まれる部材の金型費用が申告価格に含まれていませんでした。この金型費用は税関に申告するべきものでしたが、この費用が適正に申告されていなかったため、申告価格が過少であったことが判明しました。そのため、申告価格が過少となっている申告に関し、修正申告を慫慂しました。</p> <p>なお、税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）をAIに学習・解析さ</p> | ○ |

| | |
|--|---|
| | <p>せ、輸入事後調査の立入先選定業務支援として活用し、輸入申告に対する検査選定支援への活用も検討しました。</p> <p>また、通関業者に対する立入調査のほか、通関業者の経営者等に対し、申告誤りの発生状況に応じた原因究明と再発防止策を検討させた上で、コンプライアンス体制の整備について助言を行うなど、通関業者に対する適切な指導・監督に努めました。さらに、適正な輸入（納税）申告の確保を図るため、保税地域（用語集参照）の巡回及び保税地域に出し入れされる貨物の取締りを実施するとともに、保税地域の検査等において貨物管理者に対して外国貨物の適正な管理について指導・助言をするなどし、保税制度の適切な運用に努めました。</p> <p>この他、国際観光旅客税法に関しては、新規就航する事業者を事前に把握し、改めて制度の周知を図るなどし、本税の適切な徴収に努めました。</p> <p>申告時や輸入許可後に申告内容の適正性を的確に確認し、通関業者・通関士に対して適切に指導・監督するとともに、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等を実施することができたため、達成度は「○」としました。</p> |
|--|---|

施策についての評定 a 相当程度進展あり

| | |
|--------------|--|
| 評定の理由 | <p>測定指標「事前教示制度の運用状況」について、「文書による回答」は僅差で目標値に至りませんが、他の項目については目標を達成しました。また、主要な測定指標「輸入（納税）申告の適正性の確保」については、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士に対する指導・監督、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等に努めました。</p> <p>以上のとおり、定量的な指標の中の1つを除き測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評定は、「a 相当程度進展あり」としました。</p> |
|--------------|--|

政5-3-1に係る参考情報

参考指標1：関税等の徴収額（国税全体に対する割合を併記） （単位：億円、%）

| | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|------|
| 収納額 | 85,988 | 90,988 | 92,429 | 91,309 | N.A. |
| 国税全体に対する割合 | 13.8 | 14.2 | 14.9 | 14.1 | N.A. |

（出所）関税局業務課調

（注1）収納額：税関による関税、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、石油石炭税、揮発油税及び地方揮発油税、とん税及び特別とん税並びに国際観光旅客税の徴収額を合算したもの。

（注2）国税全体に対する割合：税関による関税等の収納額／租税及び印紙収入。

（注3）令和3年度実績値は、令和4年8月以降にデータの集計が終了するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。

参考指標2：審査・検査における非違発見件数 （単位：件数）

| 年度 | 平成29年度 (平成25～29年度平均) | 30年度 (平成26～30年度平均) | 令和元年度 (平成27～令和元年度平均) | 2年度 (平成28～令和2年度平均) | 3年度 (平成29～令和3年度平均) |
|-----|-------------------------|-----------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 実績値 | 102,739 | 102,213 | 101,326 | 99,301 | 99,390 |

（出所）関税局業務課調

（注）当該年を含めた過去5年間の審査・検査を行った結果、申告内容に誤り等を発見した件数の1年間あたりの平均値。

参考指標 3 : 輸入事後調査実績

(単位 : 件、百万円、%)

| 事務年度 (7~6月) | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|-------------|---------|---------|---------|--------|-------|
| 実施件数 | 4,266 | 4,079 | 3,361 | 715 | N. A. |
| 不足申告価格 | 148,374 | 154,957 | 123,123 | 63,067 | N. A. |
| 非違の割合 | 78.9 | 79.2 | 81.0 | 83.9 | N. A. |

(出所) 関税局調査課調

(注1) 実施件数 : 輸入事後調査部門において実地調査を行った輸入者数。

(注2) 不足申告価格 : 非違に係る申告漏れ課税価格。

(注3) 非違の割合 : 非違発見件数 (実地調査を行った輸入者のうち非違のあった輸入者数) / 実施件数。

(注4) 令和3年度 (事務年度) 実績値は、データの集計が未了のため、令和4年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 4 : 通関業者の業務の運営状況 (通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数)

(単位 : 件)

| | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|------|--------|------|-------|-----|-----|
| 許可件数 | 19 | 26 | 20 | 21 | 12 |
| 総数 | 933 | 955 | 956 | 971 | 974 |
| 処分件数 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

(出所) 関税局業務課調

(注1) 許可件数 : 年度内に通関業の許可を与えた件数。

(注2) 処分件数 : 通関業者・通関士に対する通関業法上の監督処分及び懲戒処分を行った件数。

参考指標 5 : 保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数

(単位 : 件)

| 事務年度 (7~6月) | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|-------------|--------|------|-------|-----|-------|
| 非違発見件数 | 65 | 66 | 52 | 75 | N. A. |
| 処分件数 | 1 | 4 | 1 | 0 | N. A. |

(出所) 関税局監視課調

(注1) 非違発見件数 : 保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為 (非違) を発見した件数。

(注2) 処分件数 : 非違のあったもののうち、その非違の程度 (回数、実行行為者等) によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。

(注3) 令和3年度 (事務年度) 実績値は、令和4年11月以降にデータの集計が終了するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。

| 施策 政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止 | | | | | | | | |
|---|---------------------------------|-----|---------------------------|-------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----|
| 測定指標 (定量的な指標) | 政5-3-2-A-1：不正薬物の水際押収量の割合 (単位：%) | | | | | | | |
| | 年度 | | 平成29年度 (25年～29 年平均) | 30年度 (26年～30 年平均) | 令和元年度 (27年～令 和元年平 均) | 2年度 (28年～令 和2年平 均) | 3年度 (29年～令 和3年平 均) | 達成度 |
| | 不正薬物 | 目標値 | 増加又は前 年並み | 増加又は前 年並み | 増加又は前 年並み | 過去5年の 平均より増 加 | 過去5年の 平均より増 加 | ○ |
| | | 実績値 | 87.7 | 87.6 | 88.4% | 88.6% | 86.7% | |
| | うち覚醒剤 | 目標値 | 増加又は前 年並み | 増加又は前 年並み | 増加又は前 年並み | 過去5年の 平均より増 加 | 過去5年の 平均より増 加 | |
| | | 実績値 | 99.6 | 98.4 | 98.0% | 97.9% | 96.8% | |
| <p>(出所) 関税局調査課調 (注1) 国内全押収量に占める税関関与分の割合。当該年を含めた過去5年間の平均値。(注2, 3) (注2) 当該年を含めた過去5年間に於ける不正薬物(覚醒剤、大麻、あへん、麻薬類(ヘロイン、コカイン))の国内全押収量(厚生労働省統計)中、税関押収量(税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量)の占める割合。 (注3) 関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去5年間の平均値で把握。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税関では、国際貿易における秩序維持を図るため、水際において不正薬物等の輸出入が禁止されている物品に対する厳正な取締りを行う必要があります。覚醒剤をはじめとする不正薬物の国内全押収量に対する水際押収量の割合(実績値)については、近年高水準で推移しており、また新型コロナウイルスの感染拡大に伴う航空機旅客減少の影響も見込まれるところ、目標値を「過去5年の平均値より増加」としました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>今年度の実績値について、不正薬物全体の水際押収量の割合は過去5年の実績値の平均と比べ0.3%減、覚醒剤の水際押収量の割合は過去5年の実績値の平均と比べ1.7%減となり、目標値を下回る結果となりました。</p> <p>しかし、令和3年の税関における不正薬物の水際押収量は約1,138kgであり6年連続で1トンを超え、また、覚醒剤の水際押収量は約912kgであり昨年を上回る押収量であったところ、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う航空機旅客減少の影響があるなかにおいても覚醒剤を含め不正薬物全体の水際押収量は高い水準にあり、国内全押収量に占める税関関与分の割合は非常に高い割合を維持していることから、達成度は「○」としました。</p> | | | | | | | | |

政5-3-2-A-2：出港前報告情報による検査の割合 (単位：%)

| 年 度 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 達成度 |
|-----|--------|------|-------|------|----------|-----|
| 目標値 | 増加 | 増加 | 増加 | 増加 | 過去5年平均並み | ○ |
| 実績値 | 12.7 | 13.9 | 12.5 | 10.4 | 10.3 | |

(出所) 関税局監視課調

(目標値の設定の根拠)

輸入貨物の検査においては、輸入申告前に出港前報告情報を活用した検査対象貨物の選定(事前選定：用語集参照)を行い、重点的な取締りを行っています。

不正薬物・テロ関連物資等の水際取締りにあたっては、国際イベントの有無等、その時々的情勢に基づいた取締り体制を構築しつつ、今後とも、当該情報を活用し、事前選定することを維持していく必要があるため、目標値を「過去5年平均並み」としました。

(目標の達成度の判定理由)

税関の不正薬物・テロ対策等の水際取締りについては、情勢に基づいた取締り体制を構築しつつ、限られたマンパワーを有効に活用しながら、出港前報告情報も活用して検査対象貨物を選定しています。

令和3年度においては、通常の出港前報告情報の活用に加えて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う対応として、検査職員の増員や様々な手法を用いた検査を相当程度強化しました。その結果、貨物検査全体における出港前報告情報による検査の割合は相対的に減少することとなり、その割合は、過去5年の平均(12.2)を下回る実績値となりました。

しかしながら、当該結果は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う水際取締り強化という特殊事情によるものであり、出港前報告情報による検査は着実に実施されていることから、達成度は「○」としました。

[主要]政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施

| | | |
|-----------------|--|-----|
| 測定指標(定性的な指標) | <p>国際貿易における秩序維持を図るため、社会悪物品等(不正薬物、銃砲類、テロ関連物資、知的財産侵害物品及び金地金等)に対する厳正な水際取締りを実施します。</p> | 達成度 |
| | <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>税関においては、有効な情報の収集・活用、取締り・検査機器の有効活用、関係機関との連携等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施を行うことを目標として設定しました。</p> | |
| 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>入国者数の増加や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた水際対策を強化するため、X線検査装置、不正薬物・爆発物探知装置等の取締り・検査機器の整備を行い、積極的に活用しました。(令和3年度において、X線検査装置20台、不正薬物・爆発物探知装置(TDS)14台等を整備)</p> <p>社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、国内外の関係機関や関係業</p> | ○ |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>界団体との連携を積極的に図る必要があるところ、令和3年度には、関係機関との合同訓練を197件実施するとともに、密輸事犯を摘発した際には積極的に情報交換・犯則調査を実施するなど国内関係機関との連携を強化しました。また、国外関係機関との連携についても、バングラデシュとの間で税関相互支援協定の政府間交渉を開始したほか、イラン（令和3年8月）及びモルドバ（令和4年1月）との間で税関相互支援協定にそれぞれ署名を行い、積極的な情報交換に資する環境整備に努めました。</p> <p>さらに、関係業界団体と締結している「密輸防止に関する覚書」に基づき、情報提供等の協力依頼を行う等、継続的な協力関係を構築しました。</p> <p>このほか、出港前報告情報及び乗客予約記録（PNR：用語集参照）といった事前情報の電子的取得を進め、情報の分析・活用等をより充実させることで、効果的かつ効率的な取締りを行いました。</p> <p>取締り・検査機器の有効活用等による水際取締りの結果、令和3年における不正薬物全体の押収量は、1,138kgと6年連続で1トンを超えました（参考指標1参照）。</p> <p>また、令和3年に全国の税関が摘発した金地金密輸入事犯の件数は5件、押収量は27kgでした（参考指標4参照）。</p> <p>上記のとおり、取締り・検査機器の有効活用、関係機関との連携、業界団体との関係構築、有効な情報の収集・活用等により、厳正な取締りを実施したことから、達成度を「○」としました。</p> | |
|--|---|--|

| | |
|------------------|-------------------|
| 施策についての評定 | a 相当程度進展あり |
|------------------|-------------------|

| | |
|--------------|--|
| 評定の理由 | <p>主要な測定指標「密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施」については、各種取締り・検査機器やPNR等の事前情報を活用した効果的・効率的な水際取締りに努めるとともに、合同取締りや犯則事件の共同調査等を通じて国内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、業界団体との関係構築や情報交換を積極的に推進しました。また、令和3年の税関における不正薬物全体の押収量は1,138kgと6年連続で1トンを超え、令和3年度の「不正薬物の水際押収量の割合」は86.7%と高い水準にあり、国内全押収量に占める税関関与分の割合は非常に高い割合を維持していることから、測定指標の達成度は「○」としました。「出港前報告情報による検査の割合」については、目標値を下回りましたが、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う水際取締り強化という特殊事情によるものであることから、測定指標の達成度は「○」としました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定は、「a 相当程度進展あり」としました。</p> |
|--------------|--|

政5-3-2に係る参考情報

参考指標1：社会悪物品の摘発実績

| | | 平成29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 覚醒剤 | 件 | 151 | 169 | 425 | 72 | 95 |
| | kg | 1,159 | 1,159 | 2,587 | 811 | 912 |
| 大 麻 | 件 | 171 | 218 | 242 | 204 | 199 |
| | kg | 131 | 156 | 82 | 126 | 153 |
| 大麻草 | 件 | 115 | 128 | 110 | 86 | 94 |
| | kg | 117 | 143 | 61 | 49 | 22 |
| 大麻樹脂等 | 件 | 56 | 90 | 132 | 118 | 105 |
| | kg | 13 | 13 | 21 | 76 | 132 |
| あへん | 件 | - | - | - | - | 1 |
| | kg | - | - | - | - | 4 |
| 麻薬 | 件 | 170 | 225 | 209 | 167 | 230 |
| | kg | 82 | 161 | 656 | 822 | 51 |
| | 千錠 | 2 | 32 | 61 | 90 | 130 |
| ヘロイン | 件 | 6 | 8 | 5 | 2 | - |
| | kg | 70 | 1 | 17 | 0 | - |
| コカイン | 件 | 24 | 58 | 52 | 27 | 34 |
| | kg | 10 | 153 | 638 | 820 | 14 |
| MDMA等 | 件 | 48 | 59 | 67 | 74 | 81 |
| | kg | 0 | 5 | 0 | 2 | 27 |
| | 千錠 | 2 | 32 | 61 | 90 | 127 |
| その他麻薬 | 件 | 92 | 100 | 85 | 64 | 115 |
| | kg | 1 | 2 | 0 | 1 | 11 |
| | 千錠 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| 向精神薬 | 件 | 17 | 38 | 6 | 2 | 6 |
| | kg | 0 | 0 | - | - | 0 |
| | 千錠 | 4 | 26 | 0 | 1 | 1 |
| 指定薬物 | 件 | 275 | 221 | 165 | 300 | 302 |
| | kg | 8 | 17 | 14 | 169 | 17 |
| 合計 | 件 | 784 | 871 | 1,047 | 745 | 833 |
| | kg | 1,380 | 1,493 | 3,339 | 1,928 | 1,138 |
| | 千錠 | 6 | 58 | 61 | 91 | 132 |

| | | 平成29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 |
|-----------------------------|---|-------|-----|------|-----|-----|
| 銃砲 | 件 | 7 | 8 | - | 3 | 1 |
| | 丁 | 19 | 10 | - | 3 | 1 |
| うち拳銃 | 件 | 6 | 7 | - | 3 | 1 |
| | 丁 | 18 | 9 | - | 3 | 1 |
| 拳銃部品 | 件 | 3 | 1 | - | - | 1 |
| | 点 | 4 | 1 | - | - | 1 |
| ワシントン条約該当物品 (輸入差止件数) | 件 | 803 | 674 | 351 | 351 | 324 |
| 盗難車両 (輸出申告時における摘 発件数) | 件 | 33 | 26 | 22 | 22 | 11 |
| | 点 | 83 | 30 | 30 | 29 | 12 |

(出所) 関税局業務課、調査課調

(注1) 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。

- (注2) 税関が摘発した密輸事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
(注3) 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。
(注4) 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。
(注5) MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
(注6) 端数処理のため数値が合わないことがある。
(注7) 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
(注8) 令和3年の数値は速報値である。

参考指標2：不正薬物の密輸形態別摘発件数

(単位：件)

| | 平成29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 |
|--------------|-------|-----|-------|-----|-----|
| 航空機旅客による密輸 | 214 | 243 | 389 | 70 | 24 |
| 国際郵便物を利用した密輸 | 526 | 557 | 520 | 567 | 686 |
| 商業貨物を利用した密輸 | 36 | 58 | 127 | 108 | 123 |
| 航空貨物 | 32 | 46 | 121 | 95 | 108 |
| 海上貨物 | 4 | 12 | 6 | 13 | 15 |
| 船員等による密輸 | 8 | 13 | 11 | - | - |
| 合計 | 784 | 871 | 1,047 | 745 | 833 |

(出所) 関税局調査課調

(注1) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(注2) 令和3年の数値は速報値である。

参考指標3：覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

| | 平成29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 |
|--------------|-------|-------|-------|-----|-----|
| 航空機旅客による密輸 | 99 | 91 | 229 | 23 | 5 |
| | 190 | 160 | 427 | 54 | 35 |
| 国際郵便物を利用した密輸 | 38 | 52 | 85 | 23 | 33 |
| | 96 | 50 | 188 | 14 | 52 |
| 商業貨物を利用した密輸 | 11 | 23 | 109 | 26 | 57 |
| | 398 | 948 | 367 | 743 | 825 |
| 航空貨物 | 10 | 13 | 107 | 20 | 50 |
| | 48 | 22 | 325 | 103 | 199 |
| 海上貨物 | 1 | 10 | 2 | 6 | 7 |
| | 351 | 926 | 43 | 639 | 626 |
| 船員等による密輸 | 3 | 3 | 2 | - | - |
| | 475 | 0 | 1,605 | - | - |
| 合計 | 151 | 169 | 425 | 72 | 95 |
| | 1,159 | 1,159 | 2,587 | 811 | 912 |

(出所) 関税局調査課調

(注1) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(注4) 令和3年の数値は速報値である。

参考指標 4 : 金密輸の摘発実績

| | 平成29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 |
|----------|-------|-------|------|-----|----|
| 摘発件数 (件) | 1,347 | 1,086 | 61 | 51 | 5 |
| 押収量 (Kg) | 6,277 | 2,054 | 319 | 150 | 27 |

(出所) 関税局調査課調

(注) 令和3年の数値は速報値である。

参考指標 5 : 知的財産侵害物品の差止実績

(単位: 件)

| | 平成29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 輸入差止件数 | 30,627 | 26,005 | 23,934 | 30,305 | 28,270 |

(出所) 関税局業務課調

参考指標 6 : テロ関連物資の摘発実績

(単位: 件)

| | 平成29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 |
|------|-------|-----|------|----|----|
| 実施件数 | 11 | 12 | 2 | 5 | 6 |

(出所) 関税局調査課調

(注) 令和3年の数値は速報値である。

参考指標 7 : テロ関連研修の開催実績

(単位: 件)

| | 平成29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 |
|------|-------|-----|------|----|-----|
| 実施件数 | 45 | 99 | 83 | 48 | 103 |

(出所) 関税局監視課、業務課、調査課調

参考指標 8 : 輸出事後調査実績 (実施件数)

(単位: 件)

| | 平成29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 |
|------|-------|-----|------|-----|-----|
| 実施件数 | 518 | 513 | 524 | 167 | 104 |

(出所) 関税局調査課調

参考指標 9 : 関係機関との連携・情報収集の実績

(単位: 件)

| | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|---------------------|--------|-------|-------|-----|-----|
| 国内関係機関からの情報入手件数 | 239 | 264 | 265 | 258 | 292 |
| 密輸情報ダイヤルへの情報提供件数 | 184 | 295 | 296 | 251 | 243 |
| 国内関係機関との合同取締・犯則調査件数 | 4,927 | 5,448 | 5,670 | 823 | 966 |

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 国内関係機関からの情報入手件数については、国内の関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報（国内で摘発した密輸事件についての通報（文書か否かを問わない）を受けたものを含む。）の件数。

(注2) 密輸情報ダイヤルへの情報提供件数については、各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。

(注3) 国内関係機関との合同取締・犯則調査件数については、国内関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）と合同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

(単位: 件)

| | 平成29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 外国関係機関との情報交換件数 | 20,290 | 22,872 | 47,736 | 20,730 | 26,391 |
| 密輸防止に関する覚書に基づく通報件数 | 3,252 | 3,327 | 4,143 | 3,693 | 3,947 |

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 外国関係機関との情報交換件数については、外国税関(含む在京アタッシェ)、WCO(用語集参照)、RILO等からの個別情報及び新聞報道等を含む一般的な情報提供、入手件数。

(注2) 密輸防止に関する覚書に基づく通報件数については、「密輸防止に関する覚書」に係る関係業界団体からの通報件数。

| 施策 | 政5-3-3: 税関手続における利用者利便の向上 | | | | | | | |
|---|--|--------|------|-------|------|------|---------|---|
| 測定指標 (定量的な指標) | 政5-3-3-A-1: 貿易額に占めるAEO事業者の割合 | | | | | | (単位: %) | |
| | 年度 | 平成29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 | 達成度 | |
| | 目標値 | - | - | - | - | 80.0 | △ | |
| | 実績値 | 78.6 | 79.6 | 80.3 | 77.1 | 79.0 | | |
| | <p>(注) 我が国の輸出入総額のうち、AEO輸出入者又はAEO通関業者が関与した輸出入取引の占める割合を算出したものです。</p> <p>(参考) 令和3年度末現在のAEO事業者数は、724者(うち輸出者232者、輸入者97者、倉庫業者144者、通関業者243者、運送者8者)です。</p> <p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>AEO制度(用語集参照)とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度です。同制度の信頼性維持・向上に努めつつ、普及を図ることによって、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化を両立させるための指標であり、近年の実績値を踏まえて目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>実績値は目標値を下回りましたが、目標値との差が僅かであったことから、達成度は「△」としました。</p> | | | | | | | |
| | [主要] 政5-3-3-A-2: 輸出入通関における利用者満足度(上位4段階) | | | | | | (単位: %) | |
| | 年度 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 達成度 | |
| | 輸出入者 (上位4段階) | 目標値 | 95.0 | 95.0 | 維持 | 95.0 | 95.0 | ○ |
| | | 実績値 | 95.4 | 97.7 | 98.6 | 99.4 | 97.7 | |
| | 通関業者 (上位4段階) | 目標値 | 維持 | 維持 | 維持 | 95.0 | 95.0 | ○ |
| 実績値 | | 95.0 | 98.9 | 98.6 | 98.8 | 98.3 | | |
| <p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(注) 輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。</p> <p>(参考) 最近のアンケート調査において、「普通」の評価をした輸出入者・通関業者の大半が輸出入通関手続に不満を持っているわけではないことが明らかになったこと、また、利用者満足度については、利用者利便の向上を目指す一方で、水際における密輸取締りや適切な課税の確保のためには、利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があること等を踏まえ、「普通」を含めた上位4段階で評価することとしました。</p> | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|--|
| | <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標です。輸出入者及び通関業者に関して近年95%程度で推移していることから95%以上を目標としました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回ったため、達成度は「○」としました。</p> |
| | <p>施策についての評定 a 相当程度進展あり</p> |
| <p>評定の理由</p> | <p>主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度」については、輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回りました。また、税関関係書類における押印等の原則廃止やNACCS未対応であった税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図りました。加えて、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和3年7月からスマートフォン決済アプリ納付、令和4年2月からクレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、Eゲート（税関検査場電子申告ゲート）等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました。</p> <p>一方、測定指標「貿易額に占めるAEO事業者の割合」については、AEO制度の信頼性維持・向上に努めつつ普及を図ったものの、実績値は目標値を僅かに下回りました。</p> <p>以上のとおり、主要な測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評定は、「a 相当程度進展あり」としました。</p> |

政5-3-3に係る参考情報

参考指標1：旅具通関に対する利用者の評価

(単位：%)

| | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|---------------|--------|------|-------|------|------|
| 評価 (上位4段階) | 97.7 | 94.4 | 96.7 | 97.4 | 97.7 |

(出所) 関税局監視課調

(注) 入国者に対し、旅具通関（用語集参照）手続等について、「大変良い」から「大変悪い」の7段階評価で、アンケート調査したものです。

| | | | | | | | |
|--------------------------|---|-------|------|------|------|------|--------|
| 施策 | 政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上 | | | | | | |
| 測定指標 (定量的な指標) | [主要] 政5-3-4-A-1：NACCSの利用状況（システム処理率） | | | | | | (単位：%) |
| | 年 | 平成29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 | 達成度 |
| | 目標値 | 維持 | 維持 | 維持 | 維持 | 維持 | ○ |
| | 実績値 | 98.9 | 99.6 | 99.7 | 99.9 | 99.9 | |
| | <p>(出所) 関税局総務課事務管理室調</p> <p>(注1) (NACCSにより処理された輸出入申告件数) / (税関への全輸出入申告件数)</p> <p>(注2) 「輸出入申告件数」は、輸出入許可、蔵入承認、移入承認、積戻し許可などに係る申告等をいう。</p> | | | | | | |

| | | |
|------------------|--|--|
| | <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税関への全輸出入申告件数のうちNACCSにより処理された輸出入申告件数の割合で、国際物流の電子化への貢献状況を示す指標であり、直近(平成29年10月)のシステム更改後の実績が99%以上であることを踏まえ、平成30年以降の実績値を維持することとしました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>平成30年の実績値を維持できていることから、達成度は「○」としました。</p> | |
| 測定指標 (定性的な指標) | 政5-3-4-B-1: NACCSセンターの監督 | |
| | 目標 | <p>NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSセンターの事業計画の認可等を通じて、適切な監督を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>利便性の高いシステムの安定稼働は、国際物流の円滑化にとって非常に重要であることから、NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSを管理・運営するNACCSセンターの適正な業務の運営を確保するため、本目標を設定しました。</p> |
| | 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>NACCSセンターの令和4年度事業計画では、システムの安定運用を最優先課題とし、リスクへの事前対応やシステム障害対応訓練を実施すること等が記載されており、NACCSの安定稼働の確保及び利用者利便の向上の観点からも審査を行い、認可しました。</p> <p>令和3年度は機器の大規模更新を実施している中で、障害により長時間システムが停止することはなく安定稼働していたことから、達成度は「○」としました。</p> |
| 施策についての評価 | s 目標達成 | |
| 評価の理由 | <p>主要な測定指標「NACCSの利用状況」については、目標値を達成しました。</p> <p>民間利用者からの要望を受けたプログラム変更を実施するなど利用者利便の向上にNACCSセンターが努めていると認められること、NACCSセンターの適正かつ確実な運営の観点から事業計画審査を行い認可を行ったことから、目標を達成したと判断しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、「s 目標達成」としました。</p> | |

政5-3-4に係る参考情報

参考指標1: NACCSの運用状況(システム稼働率)

| | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| システム稼働率 | 100.00% | 100.00% | 100.00% | 100.00% | 99.99% |

(出所) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社調

(注1) システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間。

(注2) 年間稼働時間の0.01%のシステム障害が発生するとシステム停止時間は1時間弱(24時間(分換算)×365日×0.01%=52.56分)となる。

| 施策 | 政5-3-5 : 税関行政に関する情報提供の充実 | | | | | | |
|---------------|---|-----------|-----------|-----------|------------|------------|-----|
| 測定指標 (定量的な指標) | 政5-3-5-A-1 : 税関ホームページへのアクセス状況 (単位: 者) | | | | | | |
| | 年度 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 達成度 |
| | 目標値 | 3,500,000 | 3,600,000 | 3,600,000 | 4,000,000 | 4,400,000 | ○ |
| | 実績値 | 3,813,486 | 4,271,569 | 4,751,275 | 4,468,552 | 4,849,856 | |
| | <p>(出所) 関税局総務課調 (注) 税関ホームページ (http://www.customs.go.jp) の訪問者数を月単位で計測しました。ただし、同一の訪問者 (IP アドレス) は、月内の税関ホームページ訪問回数に関わらず1件として計上しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。引き続き取組の周知に努めていく必要があることから、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。</p> | | | | | | |
| | 政5-3-5-A-2 : 講演会及び税関見学における満足度 (上位3段階) (単位: %) | | | | | | |
| | 年度 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 達成度 |
| | 目標値 | 維持 | 維持 | 維持 | 過去5年平均より増加 | 過去5年平均より増加 | × |
| | 実績値 | 94.3 | 95.1 | 計測不能 | 96.5 | 90.3 | |
| | <p>(出所) 関税局総務課調 (注1) 講演会や税関見学に参加者した学生・生徒、教員や事業者等に対して、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。 (注2) 令和元年度におけるアンケート調査は令和2年2月～3月に実施予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により講演会および税関見学が中止されたため、アンケートの回収数は例年と比較して1.35%程度の回収率であり、サンプル数が非常に小さかったことから、実績値は計測不能としました。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 税関の取組については、講演会や税関見学の際に分かり易い形で積極的に説明し、理解していただくよう努めており、実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、過去5年の平均より増加することを目標としました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 令和3年度においても引き続き、新型コロナウイルス感染防止の観点から、Web形式による講演会の実施や講演会映像の提供による対応等、柔軟な運営に努めました。しかしながら、今次アンケート調査の結果では、実績値の過去5年の平均である95.3%を下回ったことから、達成度は「×」としました。なお、令和3年度においては、過年度にも増して、学生・生徒向けの講演会をアンケート期間 (例年同様に3月) に積極的に実施したことから、学生・生徒の回答割合が過去の調査と比べて多く、かつこれら学生・生徒の多くが「普通」と回答したことが実績値を引き下げた要因であるとみており、今後、学</p> | | | | | | |

生・生徒等の若年層への説明内容・方法をより工夫することを検討してまいりたいと考えております。

政5-3-5-A-3：輸出入通関制度の認知度 (単位：%)

| 年度 | | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 達成度 |
|-------------|-----|--------|------|-------|------|------|-----|
| 事前教示 制度 | 目標値 | 80.0 | 80.0 | 80.0 | 80.0 | 維持 | × |
| | 実績値 | 79.1 | 73.5 | 75.5 | 80.3 | 76.5 | |
| 納期限延 長制度 | 目標値 | 80.0 | 80.0 | 維持 | 維持 | 維持 | × |
| | 実績値 | 80.3 | 65.2 | 70.8 | 78.6 | 71.6 | |
| AEO制度 | 目標値 | 90.0 | 90.0 | 90.0 | 90.0 | 維持 | × |
| | 実績値 | 89.5 | 89.0 | 88.2 | 90.8 | 87.4 | |

(出所) 関税局業務課調

(注1) 輸出入者に対し、事前教示制度やAEO制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。

(注2) 平成30年度にアンケートを書面回答からWeb回答に切り替えたため、平成29年度以前と平成30年度以降では、標本の性質が異なる可能性があります。

(注3) 平成30年度の各項目の実績値は、精査の結果、平成30年度実績評価書と異なります。

(注4) 令和2年度の各項目の実績値に関して、同年度に実施したアンケートの回収数は、新型コロナウイルスの影響等により、例年と比較して少なくなっています。

(目標値の設定の根拠)

各種通関制度を適切に利用していただくためには、これらの制度について情報提供を十分に行い、利用者に認識していただく必要があるため、制度の認知度を指標化しており、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

各項目について、実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。今回の結果を踏まえ、これらの制度を含めた各種輸出入通関制度について、今後更に国民の皆様適切に利用いただけるよう、税関ホームページや全国の税関で行っている説明会等を通じて積極的に紹介し、認知度向上に努めて参ります。

測定指標(定量的な指標)

[主要] 政5-3-5-A-4 : 密輸取締り活動に関する認知度

(単位 : %)

| 年 度 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 達成度 |
|-----|--------|------|-------|------------|------------|-----|
| 目標値 | 85.0 | 85.0 | 80.0 | 過去5年平均より増加 | 過去5年平均より増加 | × |
| 実績値 | 82.2 | 89.6 | 87.0 | 91.8 | 70.5 | |

(出所) 関税局総務課調

(注) 輸出入者や講演会参加者等に対し、麻薬探知犬やX線検査装置による検査などの各密輸取締り活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。

(目標値の設定の根拠)

税関の不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、過去5年の平均より増加することを目標としました。

(目標の達成度の判定理由)

テレビ等の取材に協力するとともに、ソーシャルメディアを活用した積極的な情報発信等を行うことに引き続き努めてきたところですが、今次アンケート調査の結果では、実績値の過去5年の平均である86.8%を下回ったことから、達成度は「×」としました。なお、令和3年度においては、過年度にも増して、学生・生徒向けの講演会をアンケート期間(例年同様に3月)に積極的に実施したことから、学生・生徒の回答割合が過去の調査と比べて多く、かつこれら学生・生徒の認知度が低い傾向にあることが実績値を引き下げた要因であるとみており、今後、学生・生徒等の若年層を相手にする場合の広報について、より工夫することを検討してまいりたいと考えております。

政5-3-5-A-5 : 税関相談官制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度: 上位4段階)

(単位 : %)

| 年 度 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 達成度 |
|-----|--------|------|-------|------|------|-----|
| 目標値 | 95.0 | 96.0 | 維持 | 95.0 | 95.0 | ○ |
| 実績値 | 96.1 | 97.6 | 97.2 | 96.8 | 96.3 | |

(出所) 関税局業務課調

(注) 輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。

(参考) 税関相談においては、水際における密輸取締りや適正な課税の確保のため利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があること等を踏まえ、「普通」を含めた上位4段階で評価することとしました。

(目標値の設定の根拠)

税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標として利用者満足度を調査しており、近年の実績値が95%程度で推移していることを踏まえ、95%以上を目標としました。

| | | | | | | |
|---|---|-------------------|-----------|---------------|---------------|---------------|
| <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> | | | | | | |
| <p>政5-3-5-A-6：カスタムアンサー利用件数</p> | | | | | | <p>(単位：件)</p> |
| 年 度 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 達成度 |
| 目標値 | 1,600,000 | 1,600,000 | 2,000,000 | 増加又は 前年度並み | 増加又は 前年度並み | ○ |
| 実績値 | 1,929,582 | 2,007,358 | 2,213,918 | 2,351,969 | 2,469,882 | |
| <p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税関ホームページでは、通関手続等についてのQ&Aを掲載しています(カスタムアンサー)。カスタムアンサーの利用状況(Q&Aの閲覧回数)を測定するため、カスタムアンサーの各ページのアクセス件数の合計を指標化しています。目標値については、近年のカスタムアンサー全体へのアクセス件数の実績値を上回る目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>実績値が前年度を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> | | | | | | |
| <p>施策についての評定</p> | | <p>b 進展が大きくない</p> | | | | |
| <p>評定の理由</p> | <p>測定指標政5-3-5-A-1「税関ホームページへのアクセス状況」、5-3-5-A-5「税関相談官制度の運用状況」及び5-3-5-A-6「カスタムアンサーの利用件数」については、目標値を達成しました。「税関ホームページへのアクセス状況」については、令和3年2月から、税関ホームページにおいて、「税関チャットボット」の利用を開始し、税関行政に関する情報提供の充実に取り組みました。</p> <p>一方、主要な測定指標政5-3-5-A-4「密輸取締り活動に関する認知度」については、目標を達成することができませんでした。</p> <p>以上のとおり、主要な測定指標が「×」であることから「b 進展が大きくない」としました。</p> | | | | | |

政5-3-5に係る参考情報

参考指標1：税関相談制度の運用状況(相談処理件数)

(単位：件)

| | 平成29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 処理件数 | 178,620 | 178,482 | 186,695 | 174,336 | 166,950 |

(出所) 関税局業務課調

(注) 税関相談官が税関相談を受け付けた件数。

参考指標2：税関ツイッター、税関チャンネル及び税関公式フェイスブックページの利用状況

(単位：件)

| | 令和3年度 |
|------------------------|---------|
| 税関ツイッターのフォロワー数(単位：者) | 6,089 |
| 税関チャンネルの再生回数(単位：回) | 257,563 |
| 税関フェイスブックの「いいね」数(単位：者) | 7,150 |

(出所) 関税局総務課調

(注1) 税関ツイッターと税関フェイスブックの数値は、令和3年度中における増加数

(注2) 税関チャンネルの数値は、掲載されている動画が令和3年度中に再生された回数

| | |
|----------------|---|
| 評価結果の反映 | <p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>政策運営に当たっては、評価結果を踏まえた改善を行ってまいります。</p> <p>適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、研修等による関係職員の知識向上を通じて、通関審査及び輸入事後調査の一層的確な実施を図るとともに、通関業者に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等に努めます。</p> <p>また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関や関係業界団体との積極的な連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めます。</p> <p>さらに、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑を図るため、AEO制度について、AEO事業者の要望も踏まえた更なる利便性の向上、及び参加する意義や参加により得られる便益について貿易関係事業者にとって分かりやすい視点での積極的な広報活動に取り組んでいくことにより、その利用拡大に引き続き努めていきます。</p> <p>税関手続における利用者利便や満足度の向上に向けて、職員の資質向上のための研修の充実や、事業者からの相談に丁寧に対応するなど、各種の取組に努めます。これまでも輸出入申告官署の自由化等事業者のニーズを踏まえた施策を実施しており、今後も事業者ニーズの把握に努め、適切な施策を実施してまいります。さらに、引き続きNACCSの安定稼働に努めます。</p> <p>加えて、税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度のメリット等について、情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めます。その際、テレビ等のマスメディアやソーシャルメディアを活用した情報提供を充実させることにより、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めます。</p> <p>令和4年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めます。</p> |
|----------------|---|

| | |
|-------------------------|------|
| 財務省政策評価懇談会における意見 | 該当なし |
|-------------------------|------|

| 政策目標に係る予算額 | 区 分 | | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | |
|-------------------|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 予算の状況 (千円) | 当初予算 | | 33,867,054 | 35,656,934 | 25,972,059 | 22,187,792 |
| | | 補正予算 | | 1,149,204 | 1,059,608 | 1,663,508 | / |
| | | 繰越等 | | 3,513,271 | 3,399,366 | N. A. | |
| | | 合 計 | | 38,529,529 | 40,115,908 | N. A. | |
| 執行額 (千円) | | 35,750,668 | 36,507,252 | N. A. | | | |

(概要)

不正薬物・銃砲等の社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の水際取締り強化を図るための機器整

備経費のほか、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上を図るための税関システムの運用に係る経費等、税関手続の処理に係る経費です。

(注1) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定です。

(注2) 政府情報システム関連予算について、令和3年度は内閣所管(組織)内閣官房「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」に、4年度はデジタル庁所管(組織)デジタル庁「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」に一括計上されています。

(注3) 「(項)国際観光旅客税財源税関業務費」の令和元年度以降の予算額は、国土交通省所管(組織)観光庁に「(項)国際観光旅客税財源観光振興費」にて一括計上されています。

| | |
|---|--|
| 政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策 | 経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定) 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱(平成29年12月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) 明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定) 観光ビジョン実現プログラム2020(令和2年7月14日観光立国推進閣僚会議決定) 令和3年版観光白書(令和3年6月15日閣議決定) 知的財産推進計画2020(令和2年5月27日知的財産戦略本部決定) 未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 令和3年度税制改正の大綱(令和2年12月21日閣議決定) |
|---|--|

| | |
|--|---|
| 政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報 | 関税等の賦課・徴収状況:審査・検査における非違発見件数(財務省)、事前教示制度の運用状況(財務省)、輸入事後調査実績(財務省)等 社会悪物品等の密輸阻止状況:不正薬物の国内全体押収量(厚生労働省)、不正薬物の水際押収量(財務省)等 税関手続き状況:輸入通関における利用者満足度(財務省)、NACC Sの運用状況(輸出入・港湾関連情報処理センター(株))等 |
|--|---|

| | |
|--------------------------------|--|
| 前年度政策評価結果 の政策への反映状況 | 研修等を通じた関係職員の知識向上、輸入事後調査における調査水準の維持・向上に努めたほか、通関業者への指導・監督の充実や、事前教示制度における迅速な回答等に努めました。 内外関係機関や関係業界団体との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めました。 AEO制度の利用拡大に努めたほか、輸出入者等の利用者利便の向上に努めました。 NACC Sの安定稼働に努めました。 税関ホームページや説明会等を通じて情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度の利用拡大に努めました。ソーシャルメディアによる積極的な情報発信を行い、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました。輸出入通関における利用者満足度等を把握するための通関手続に関する |
|--------------------------------|--|

| | |
|--|--|
| | <p>るアンケートについては、利用者の評価をより適切に把握する観点から、各種制度の概要をアンケート票に掲載しました。</p> <p>また、カスタムスアンサーについて、税関に問い合わせが多い質問事項について新規掲載を行うなど利用者の利便性向上に努めました。</p> <p>令和4年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めました。</p> |
|--|--|

| | | | |
|--------------|--|-----------------|--------|
| 担当部局名 | 関税局（業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、事務管理室、税関調査室）、関税中央分析所 | 政策評価実施時期 | 令和4年6月 |
|--------------|--|-----------------|--------|